

協力雇用主 雇用事例集

《 あなたの職場で生まれ変わる 》





はじめに

◆協力雇用主とは？

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、または雇用しようとする事業主の方々です。

最寄りの保護観察所（※）に協力雇用主として登録され、犯罪や非行をした人に就労の機会を提供するだけでなく、就労生活が継続するように指導・助言を行うなど、事業主の立場から彼らの立ち直りを支えています。



本事例集では、雇用の面から犯罪や非行をした人の立ち直りを支える協力雇用主の皆さまの活動や、協力雇用主の皆さまが利用できる支援制度をご紹介します！

◆目次

協力雇用主雇用事例

(1) 長野県・建設業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.3
(2) 岐阜県・人材派遣業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.4
(3) 香川県・鉄筋工事業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.5
(4) 北海道・造園業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.6
(5) 京都府・運輸業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.8
(6) 広島県・飲食業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.9
(7) 佐賀県・医療福祉業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.10
(8) 岩手県・建設業	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p.11

特集

(1) 居住支援法人と連携する協力雇用主	・・・・・・・・・・	p.13
(2) 農福連携に取り組む協力雇用主	・・・・・・・・・・	p.14

<u>全国就労支援事業者機構の取組</u>	・・・・・・・・・・	p.15
-----------------------	------------	------

<u>協力雇用主の皆さまへの支援制度のご案内</u>	・・・・・・・・・・	p.17
----------------------------	------------	------





協力雇用主雇用事例

長野県・建設業

◆協力雇用主になったきっかけ

建設業に限った話ではないかもしれませんが、弊社でも以前から慢性的な人手不足の問題があり、人材獲得に向けて地元の協力雇用主さんが集まる団体に入り、その団体の事務局の方に相談するなどしていたのですが、なかなか雇用には結びつきませんでした。そうした中で、地元で住職をしている保護司（※）さんから「面倒を見ている人を雇ってくれないか」と頼まれて初めて保護観察（※）を受けている人を雇用しました。その人は残念ながらすぐに辞めてしまいました。その後、人づてに受刑者専用の求人誌があることを知り、求人情報を掲載したところ、求人誌の会社を通して応募を受け、実際に雇用することとなり、保護観察所にも協力雇用主として登録することになりました。

◆協力雇用主としての活動のやりがい

犯罪とは無縁の一般の人でも遅刻や無断欠勤をする人はたくさんいます。我が社が人に恵まれたのかもしれませんが、これまで雇用してきた刑務所を出所した人達の多くは、そういったことはなく、皆さん無遅刻無欠勤で真面目に長く働いてくれています。刑務所を出所した人で一番長く仕事が続いている人は現在で2年になり、今も働き続けてくれています。再犯をせず、きちんと働き続けていることはとても嬉しいことです。

また、弊社で雇用した刑務所を出所した人は、皆さん遠方の出身の方です。土地勘もなく知り合いもない場所での新たな生活となり、寂しさを感じている人が多いように感じられます。積極的にコミュニケーションを取り、お互いに楽しく働ける環境を作ることによって、長く働いてもらえます。1年も経つと良い意味で顔つきが変わってくることが分かります。

◆刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

受刑中の方の雇用を検討する場合には、長野県から離れた場所にある刑務所でも必ず足を運んで実際に会って採否を決め、出所する時も必ず出迎えに行くようにしています。

採用後は、1～2年ほどかけて玉掛、移動式クレーン、車両系建設機械といった技能資格を取らせていきます。資格はもちろん仕事上必要なものですが、それだけでなく、将来の自立や本人達の自信にも繋がります。特に都会出身の人は運転免許がない人が多く、地方では運転できないと生活に困るため、すぐに原付の免許を取らせるようにしています。

また、仕事とは別ですが、田んぼを所有しているので稲作を全ての工程で手伝ってもらうようにしています。収穫した米はその方に渡し、自炊するように指導しています。そうすることで外食せずに済み、貯蓄や自立にも繋がります。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

一度刑務所に入った人でも、環境させ整えてあげれば、真っ当に社会復帰し、その後再犯をせずに生活できる人は、間違いなくいます。「俺なんて」と投げやりな気持ちにさせないよう、きちんと働き続ければ「更生できる」「人並みに生活できる」等とメッセージを伝え続けることが大切だと思います。





協力雇用主雇用事例

岐阜県・人材派遣業

◆協力雇用主になったきっかけ

人材派遣業において、登録者の中に更生保護施設（※）在所者の方がいたのが最初のきっかけでした。刑務所出所者等と接することが初めての経験のため、分からないことばかりで、最初は戸惑いや不安もありました。そこで、まずは、その方の状況や更生の実状をお聞きしようとして更生保護施設に伺うことにしました。その際、再犯を防ぐ取組をお聞きし、「もしかしたら、人材派遣業だからこそ、お役に立てることがあるのでは」と思い始め、徐々に気持ちも前向きになりました。さらに、更生保護施設職員の方から「今後もお世話になれますか」と尋ねられ、協力雇用主の一員として歩む決心をしました。

一人一人の雇用を創出していくということは、その方が納税者となり、社会保険料を支払い、自立していくことを促すことになります。また、人材確保が叫ばれる今日において、社会貢献、地域の活性化にもつながっていくと考えています。

◆協力雇用主としての活動のやりがい

協力雇用主として活動するようになり、アパートの契約、仕事探しから職場定着に至るまで、様々な経験は負担というよりは勉強でした。雇用した方の生い立ちや人生の価値観、生活環境などをしっかり受け止め、今まで気づいていなかったことにも目を向けられるようになりました。その結果、仕事を続けていくためのフォローを手厚くできるようになったと感じています。

一人一人が自立した生活を築けるようになることは私の原動力であり、喜びです。毎日、面談を重ねながら、社会の一員として、働いて給料をもらい、生活できる幸せを感じてもらえるように努めてきました。これまでに雇用した人の中には、我が社での経験を活かして起業する人もいました。再犯を繰り返してしまう人もわずかながらいましたが、感謝の気持ちがあれば、次の自立に向けて前進できます。二度と犯罪や非行に戻らないよう、サポートに携われることは誇りです。

◆刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

雇用した方の罪名などは社員には公表していませんが、人柄や性格、希望などは共有し、情報を把握しながら進めています。人と人なので、合う合わないは必ずあります。指導等を担当する社員が本人と合うかどうかも見極めながら対応しています。

日常では、何かあったらすぐ会社に来てもらい面談します。何度も面談を行うこともあります。顔や表情を見て、心理状況や意識の変化なども感じながら、長く仕事を続けられるように、再マッチングも含めて業務にあたっています。

一番大切なことは、一人一人に対して、決して投げ出さないことです。本人の意思がある限り、自立できるまではずっと寄り添っていきます。そのような心の支えとなる存在が必要であると痛感しています。継続的に収入を得て、生活に切れ目が生じないように、シームレスなサポートを心掛けています。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

問題や不安を抱え込んでしまうこともありますが、各関係機関の方々と情報共有しながら、最適な方法を模索していくことができます。協力雇用主がこの先、さらに広く深くつながり、社会全体で支えていけるようになることを期待しています。





協力雇用主雇用事例

香川県・鉄筋工事業

◆協力雇用主になったきっかけ

幼馴染から、刑務所を仮釈放されて更生保護施設に入所する人がいるから雇入れをしてくれないかと相談を受けたことがきっかけです。その人は元暴力団員で妻と子供がいて、暴力団と縁を切りたい、普通の生活がしたいということでした。私自身もごちゃごちゃの生活環境の中で育った生い立ちがあって、話を聞いて「ほっとけんやろう」と思ったのが始まりです。更生保護施設に入所する刑務所出所者等を雇い入れ、三十年余りの年月を経て、今日に至っています。

◆強く印象に残っている刑務所出所者等とのエピソード

協力雇用主となり刑務所出所者等の雇入れを始めて5年くらい経過した頃、人は見かけによらずで、パソコンの得意な刑務所出所者等を雇い入れました。彼の提案で私どもの業務に電算システムを導入したところ、売り上げ倍増に貢献してくれる結果となりました。彼は今では当社の重要なポストを担ってくれています。

◆協力雇用主としての活動のやりがい

「罪を憎んで人を憎まず」で、まずは彼らの更生への気持ち、決意を信じてあげることが大事であると思っています。更生の意欲が育まれるように、ほめられるところ、良いところを極力見つけて、たえず声を掛けるようにしています。仕事と衣、食、住が整っていれば自立できる、その第一歩として、資格の取得をするように指導と協力をしています。幸いに平成27年度から刑務所出所者等就労奨励金支給制度（※）が始まり、その奨励金で対象者に資格取得の援助をすることができて、職場への定着が促進されているのが現状です。

人手不足の解消と地域社会が明るく、安心安全に暮らせるための活動を続けていきたいと思っています。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

刑務所出所者等と実際に向き合っていると、幼少期に家庭環境に恵まれず歪みが生じ、劣等感、不信感、対人関係で偏った考えが伺えるところがあり、コミュニケーションの取り方が苦手で孤立し、悪循環になっているケースも多いように思います。私も彼らに改善、成長してほしいと求めすぎて、反省する毎日です。

私の母親が私に注いでくれた愛情のように、どんなことであっても彼らを見捨てず、彼らとともに向き合っていく所存でございます。

労いの言葉を忘れずに、丁寧に対話を重ねていくことが大切だと痛感しております。





協力雇用主雇用事例

北海道・造園業

◆協力雇用主になったきっかけ

私の住む街は刑務所（監獄）と共に栄え、刑務所を出所しても行き場のない人々を救うための施設「出獄保護所」を地元の住職さんが開設し、また、その意思を引き継いだ更生保護施設がいち早くでき、刑務所出所者が身近にいて刑務所と地域産業が深く関わってきた歴史があります。

我が社はその更生保護施設の入所者を長年雇用している知人に勧められ、刑務所出所者の再犯を防止するというような高尚な考えよりは、慢性的な人手不足解消のため雇い入れるようになりました。

刑務所出所者を雇用するにあたり、特に女性社員は一緒に働くことをためらっていたことを覚えています。しかし彼らと一緒に作業を行うと、今までに雇った新入社員よりも素直で聞き分けが良く一生懸命仕事する人ばかりで、「この人たち本当に罪を犯したのだろうか」と疑ったことを覚えています。一方で、夏季の汗を流す作業時、まくった袖の奥からチラリと刺青が見えた時には、「犯罪者」というレッテルをはがすことは簡単なことではないのだと感じたこともありました。

◆協力雇用主としての活動のやりがい

刑務所出所者等を雇用するに当たって、どのようにすれば私共の会社に長く勤めて貰えるかを考えました。犯罪をした人の中には、幼年期悲惨な虐待を受けたり貧困に陥ったりした人々も多く、頼る人も相談する人もそして周囲に励ます人もない中、身近な私たちが親身になって彼らの将来を考え、的確なアドバイスをしなければ立ち直れないのではないかと思います。

造園業を営む関係上、就労するためには色々な制約があり、また資格も必要としますので、スキルアップも兼ねて運転免許や希望する作業資格免許を取得させることにしました。大変な時間と費用も必要ですが、資格を取らせることによって就労意欲や仕事に対する責任感も身につく、徐々に技術者として自立できるようになります。

刑務所を出所した人の中には、比較的基礎体力もなく、無気力ですぐ物事を諦めてしまう人もいるように感じられますし、資格を取らせても裏切られることもあります。しかし、どのような技術でも身につけ将来に生かせるのなら、彼ら自身に夢を持たせる「無理のない、息の長い支援」につながると思います。諦めない気持ちを持たせることが一番大切だと思いますし、またその成果・成長を見届けることができることが私たちの喜びです。

◆刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

刑務所出所者等を雇うに当たり、他の従業員には刑歴など詳しい説明はしません。また、従業員が本人にしつこく問いただすのは禁止しています。お互いのコミュニケーションがうまくとれて、本人が自ら罪状など話してくれるまで待つようにし、彼ら自身が自ら相談しやすい雰囲気を作れるよう心がけます。

そのような中、保護司を拝命した直後でしたが、二十代の青年の保護観察を担当してほしいとの依頼があり、我が社で雇用することになりました。罪状も軽くすぐ立ち直れそうな若者と思ったのですが、自分の殻に閉じこもり、仕事をすっぽかし、突然いなくなることも数回、またトラブルも引き起こし、そのたびにもう一度チャンスを貰えるよう警察署、保護観察官（※）にお願いしました。そのような彼も親代わりとなっている私たちを認めてくれたのか、徐々に仕事に目覚め資格を取り、今は一人前の職人として働いています。本人との根競べみたいなものですが、諦めないことが大切です。

現在でも我が社には刑務所を出所した人が2名就業し、この地で自立し小さな会社を営むまでになった者もいます。地元へ帰って働いている人たちも元気でやっているという手紙や電話をもらう時ほど嬉しく思うことはありません。



刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

過疎化が続く街だからこそ、高齢化は進み、仕事の担い手は少なくなる一方です。

経営基盤の弱くなりつつある今こそ、刑務所出所者の雇用にかかる支援制度（※）を活用し、刑務所出所者等就労奨励金支給制度などを利用し、余裕をもって受入れ体制を築いてほしいと思います。

また、保護観察所、地方公共団体、民間協力者の連携を深めてより息の長い支援ができるよう制度改革などに取り組んでいただきたいと思います。

協力雇用主の活動の様子



長野県・建設業



岐阜県・人材派遣業 ▶



香川県・鉄筋工事業 ◀



北海道・造園業 ▶



※刑務所出所者の雇用にかかる支援制度

…p17「協力雇用主の皆さまへの支援制度のご案内」へ



協力雇用主雇用事例

京都府・運輸業

◆ 協力雇用主としての活動のやりがい

一本気だが感情のコントロールと人への接し方が下手な人物を採用したことがあります。入社後対人トラブルが何度か起きたので、都度面談して配置転換をした結果、ようやくトラブルも起きなくなりました。ある時、当人から「話を聞いてもらえることに感謝している」と伝えられました。今まで「相手にされない」経験を積んできたのではないかと想像しますが、当人の心に触れることができ、うれしく感じました。

一人の人に仕事を通して社会の中で居場所を提供できることは、協力雇用主としてのやりがいです。

◆ 強く印象に残っている刑務所出所者等とのエピソード

刑務所出所者等の雇入れがうまくいかなかったことが印象に残っていることです。

①満期出所者を迎え入れることとなり、会社で賃貸アパートを契約して出所当日から寝泊まりする場所を確保して待っていましたが、当人が刑務所出所後に行方をくらまし、迎え入れの準備が無駄となってしまいました。

②仮退院中（保護観察中）は、真面目に前向きに仕事に取り組んでいた少年でしたが、保護観察が終わったとたんに無断欠勤し、連絡も取れなくなってしまいました。保護観察所や更生保護施設にも協力をいただきましたが、当人から直接連絡が来ることはありませんでした。残念に思っています。

◆ 刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

雇用した刑務所出所者等の前歴は、会社役員のみに関示し、その他の従業員には伝えていません。刑務所出所者等と他の従業員の関係性ですが、特に他の人と変わるところはありません。人付き合いの苦手な人には人は近寄りにくいですが、そうでなければ他の人と変わりませんし、これは、人それぞれだと思います。

刑務所出所者等を雇用する上で配慮していることは、刑務所出所者等を特別扱いしないことです。起きたことにコツコツと対応して彼らの成長を促すのみです。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

私が思うに、元々物流業界に集まる人は、学校の先生の話をも素直に聞いてきた人ばかりではありません。その意味において、刑務所出所者等と一般に採用した人とは何ら変わりはありません。ただ、刑務所出所者等の中には、特殊な状況の中で「監視されている間だけはちゃんとする」人が居ることは確率論的に一般に採用した人よりは高いようにも思います。当社としては、応募者確保と人材品質維持とのバランスをどう取るかを模索しているところです。



協力雇用主雇用事例

広島県・飲食業

◆ 協力雇用主になったきっかけ

協力雇用主になったきっかけは、テレビで受刑中の方達に向けての求人誌を発行されている方の特集を見て、それまで障害者雇用に取り組んでいた経緯もあり、直接問い合わせたことが始まりです。不安が全くなかったといえば嘘になりますが、飲食業は慢性的な人手不足もあり、お互いwin-winになれると思い、求人誌に載せることから始めました。

すると、すぐに受刑中の方等から本気でやり直したい意気込みが伝わる手紙が届くようになり、彼らとやり取りを続けていくとこちらも背筋を正される思いがしてきます。そんなやり取りをスタッフにも見せ、最初は怪訝な態度が少しずつ前向きに受け入れてみようと思ってくれるようになりました。就労を希望する方全員が真剣に、とはいかないのも事実です。その判断も経営者としての判断能力を高められると信じ、これからも彼らと真剣に向き合っていくつもりです。

◆ 協力雇用主としての活動のやりがい

刑務所出所者等を雇用して感じたことは、頑張ろうとする人、しない人、はっきりしているように感じます。そんな中でも、兎に角一生懸命頑張ろうとする人の方が多いです。犯罪や非行をしたことは事実ですが、なぜ犯罪や非行をしてしまったのか一人一人の状況は違います。そこを受け入れる側が理解して少し配慮するだけで、本人のやる気も大きく違ってくると感じています。

犯罪や非行をしない環境を提供するのが経営者の仕事だと思っていますので、受け入れる他のスタッフも同じ想いを共有しておくことが大事です。犯罪や非行をしたからダメではなく、やり直そうとしている気持ちを理解してほしいとスタッフには言い続けています。あとは本人が仕事を通じてやりがいと楽しさを見つけ、目標や夢が持てるようになってくれば、これほど嬉しいことはありません。

◆ 刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

雇用した刑務所出所者等の前歴については、本人の意向を重要視しますが、これまで採用した全員が前歴を開示しても良いという意向でしたので、社員には開示しています。アルバイト等にはこちらから開示することはありませんが、聞かれれば本人を交えてきちんと伝えます。また事実ではないことが噂として伝わることをないようにしています。

今まで刑務所出所者等を雇用していることが原因で既存スタッフが辞めたことはありませんが、もし辞めたいと申出があれば止めるつもりはありません。こちらの想いを伝えきれなかった自分の力不足だと思って諦めます。そのために、普段から間に入ってコミュニケーションをとるように心がけていますが、以前よりもスタッフの関係性は良くなったように感じています。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

これまで採用した刑務所出所者等の全員が今も続いているわけではありませんし、大変なこともあります。それでも雇用を続けられるのは、自分も会社も成長させてもらえていると思うからです。この人は本当に犯罪や非行をした人だろうか、と疑問に思うくらい楽しそうに働いている姿をみるとやめられません。

登山に例えるなら、大変な思いをすればするだけ登った先にある何物にも代えがたい絶景と同じではないでしょうか。



協力雇用主雇用事例

佐賀県・医療福祉業

◆強く印象に残っている刑務所出所者等とのエピソード

ある時雇用した方は、刑務所を出所後も刑務所内での教えを忠実に守り、人を傷つけることや嘘をつくことにとても敏感で、他の従業員のちょっとしたふるまいが気になったり不快に感じたりしてしまう方でした。そういった性格からか、苛立ったり、善悪の区別がつきにくくなったりして、本人自身も悩んでいたことが少なくありませんでしたが、私たち支援者が何度も何度も話を聞くことで平静を取り戻してくれ、業務を放棄することなく一生懸命仕事に取り組んでくれました。

しかし、雇用して1年を過ぎた頃から、刑務所内で刑務官に教わったことと現実との差を感じるが増えたようで、酒の量が増え、暴言が強くなり退職することになりました。彼の表情や会話内容、生活状況を常に見守る必要があったと感じさせられましたが、刑務所を出所した方を支援する難しさを感じました。

◆協力雇用主としての活動のやりがい

犯罪や非行をした人の中には「人の目が気になる」「邪魔者扱いをされる」「会話の中に入れてもらえない」「無視される」「助けてもらえない」、そんな言葉を使う人もいます。一方、犯罪や非行をしたのは事実なのだから、それを受け入れる気持ちと謝罪や反省の気持ちがなければ、どんな場所にも居場所は見つからないとも私は感じます。

自分自身が変わることができなければ同じ場所で足踏みをするだけ。これからの自分はどうすればいいのか、自分は何ができるか、何をしてやれるのか。他の人の声や思い、努力する姿、助け合う姿、大切な人への愛を考えてほしい。「あせるな」「おこるな」「いばるな」「くさるな」「おこたるな」この言葉が彼らに伝わることを、また、「自分は一人ではない」ということが彼らに伝わることを切に願っています。

◆刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

私たちは「人として」を常日頃から従業員に伝えていきます。犯罪や非行をしたことがあろうとも、人には変わりがない。罪を忘れず、しかし一人で考え込まないように、彼らとの関わりを増やし、話をよくするようにしています。他の従業員にも、彼らを一人にせず、常に所在確認を行えるような、配置の指示を行っています。そして同じ従業員であることに変わりはないのだから、同等の接し方で分け隔てないように声掛けします。怒る時はしっかり叱り、褒めるときは褒めます。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

刑務所出所者を雇用した方々には、彼らとの関わりを増やし、一人ではないことを理解させてほしいです。一方、罪を忘れることは再犯を生むとも思いますので、彼らと酒を飲みながらでも構わないので、それを自覚させる教えをお願いしたいと思います。刑務所出所者等の中には、時に甘えが出たりと素直になれずやさぐれているような者もあります。彼らの精神面の変化を理解してあげるのも支援者としての役目だと感じます。お互いに日々精進です。



協力雇用主雇用事例

岩手県・建設業

◆協力雇用主になったきっかけ

昭和60年頃、当時の岩手県保護司連盟役員のY氏から声が掛かったのが始まりです。その当時はまだ協力雇用主の組織体制がなく、保護司がそれぞれ各企業を訪ねて刑務所出所者等の働き口を見つけていた時代でした。

平成6年頃、Y氏から「盛岡で協力雇用主の組織（協力事業主会）を作りたい。」と要請があり、H氏を先頭に10社ほどが集まり動き始めました。平成7年7月13日、「岩手県更生保護協力事業主連絡協議会」が発足、平成10年11月20日には「盛岡地区更生保護協力事業主連絡協議会」が発会して、会長にはH氏が就任しました。私とY氏、H氏は同じ町内会ということもあり、私も両会の役員に就いて活動の一端を担うことになり、協力雇用主としての活動が始まり、現在に至っています。

◆強く印象に残っている刑務所出所者等とのエピソード

「協力事業主会」がまだ発足していない時でしたが、雇用していた17歳の少年を我が家で預かりました。悪友がその少年の家に毎晩押し掛け、夜遊びに連れ回し、朝方解放されるという状況があったためです。その少年を預かっていたある真夜中、我が家の呼び鈴が鳴って、「〇〇居るだろう。出せ。」と怒鳴り声がしました。その少年の悪友、4人ぐらいの怒鳴り声でした。そのため、家族からはその少年を預かり続けることを拒絶されてしまいましたし、近所の方々にも迷惑を掛けてしまいました。彼らには色々な事情があります。軽率な行動は避け、状況判断をしっかり行うことを学びました。

元暴力組織の人を雇用したこともありましたが、極寒の中でも屋外作業に真面目に携わる人で、1年ぐらい仕事が続いたとき、「これはいける。うまくいく。」と思った途端、離婚したのをきっかけに退職して元の道に戻っていきました。自分の力不足が身に沁みた出来事でした。

◆刑務所出所者等を雇用するに当たって心がけていること

第一に刑務所出所者等の立場に自分を置くこと。その人を知ることです。その人の生き立ちが少しでも分かれば対処が早いのですが、根掘り葉掘り聞く訳にもいきません。本人が話し始めるまで待ったり、話しやすい環境を作ってあげられるよう、社員とともに接するようにしていますが・・・、難しいです。相手があつてのことなので、デリケートな問題です。

「何で、そこまで聞く!？」「疑っているのか」などと不信感を抱かせないように気遣うことも先立ちの仕事だと考え接しています。また、社員の先立ちの2名にも多少の気遣いはしてもらっています。

大きく難しい問題は、作業現場などでトラブルを起こしたときの対応です。雇用した刑務所出所者等がお客様や他の作業員に罵声を浴びせたり、作業員同士の喧嘩で刺青を見せて脅したりということがありました。そのようなことが起きないように、普段から気を付けて接して話していますが、全く通用しない人もいますので特に注意が必要だと思います。

刑務所出所者等の雇用を考えている方へ

これまで雇用した人は、雇用期間が短い人で1日、長くて3年ぐらいでした。短期間で辞めていく人の中には、「自分勝手、自己主義」「忍耐不足、我慢出来ない」と感じられる人もいます。彼らは何か不具合があれば「犯罪者、前科者」とレッテルを貼られ、すぐに厄介者扱いされます。その所を我慢強く長い目で見て、信じていただきたいと思います。

雇用することは、その人達の次なるステップアップの為の資金作りの手助けとして考えていただければと思います。実家に帰りたくても帰る旅費すらない人もいます。就職先が決まらず再犯する人も多いです。そんなことの一助になっていただけるとありがたいと思います。

刑務所出所者等には、「協力雇用主に正直に真っすぐ向き合って包み隠さず自分をさらけ出し、早く就労先に溶け込んで仲間を作り、仕事に励んでもらいたいと切に願う。」「妥協しない。すぐに諦めない。自分勝手ではなく相手を思いやる。」「頑張る。努力する。」「何時までも雨降りではない、そのうち晴れる。」「大変で辛いことが多くありますが自分に負けないでください。」という気持ちで接していただきたいと思います。



用語の解説

●保護観察

保護観察とは、犯罪や非行をした人が社会の中で生活をしながら、再犯・再非行をしないように、保護観察官と保護司を始めとする様々な民間協力者が協働して、その生活状況を把握しつつ必要な指導・助言を行い、住居や仕事の確保などの支援を行うものです。

保護観察の対象となるのは、家庭裁判所の決定により保護観察に付された人（保護観察処分少年）、少年院からの仮退院を許された人（少年院仮退院者）、刑事施設からの仮釈放を許された人（仮釈放者）、刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人（保護観察付執行猶予者）です。

●保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの生活環境の調整や相談を行っています。

●保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して保護観察や生活環境の調整を行うほか、犯罪予防活動、犯罪被害者等施策などに従事する国家公務員です。

●保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに全国50か所に置かれている更生保護の第一線の実施機関です。保護観察官が配置され、保護観察や生活環境の調整を始めとする更生保護に関する事務を行っています。

●更生保護施設

犯罪や非行をした人のうち住まいや頼ることのできる人がいないなどの理由で、直ちに自立更生することが難しい人たちを一定期間受け入れて宿泊場所を提供するとともに、自立に必要な指導や援助等を行う民間の施設です。さらに、施設退所後の地域生活における生活相談などの継続的な支援も行っています。



特集

居住支援法人と連携する協力雇用主

有限会社野口石油（福岡県北九州市）

取締役会長 野口義弘さん



平成7年、福岡県北九州市で「有限会社野口石油」の創立と同時に、協力雇用主に登録し、ガソリンスタンドを3店舗経営されています。

非行のある少年少女の支援に携わっていた奥様から、非行歴のある少女の雇用を相談されたことをきっかけに、数多くの刑務所出所者等を雇用し、立ち直りを支援されてきました。

刑務所出所者等を単に雇用するだけでなく、同じ北九州市で活動する居住支援法人（※）とも積極的に連携して、住居のない従業員の居住環境を整えるなど、安定した就労生活を継続するための指導・援助をされています。



◆住居の確保が安定した就労生活につながります。

人にとって、住居とは一番心が安まる所であり、生活する上でなくてはならない場所です。犯罪や非行をした人の中には、この場所が確保できない人も少なくありません。安定した就労生活を送るためにも、生活の基盤となる住居を確保することは極めて重要です。

当社が雇用する人で住居が無い場合は、会社がアパートを借り上げるようにしています。本人の居場所を確保し、安心できる環境を確保した上で仕事をして欲しいからです。

◆居住支援法人と連携して住居を確保した事例

私は協力雇用主として、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する講演活動を色々なところでさせていただいていました。その際に同じ地域で活動されている居住支援法人の理事長と度々一緒になることがあり、互いの活動内容を知ることができ、連携を深めていきました。

あるとき、自傷行為をしてしまった少年で、泊まる場所を確保できない子がいると関係機関から連絡がありました。その子は親との関係が悪く自宅に帰りたくないとのことだったので、宿泊先が見つからず、関係機関も対応に苦慮しているようでした。私が日頃から連携していた居住支援法人に連絡して事情を説明したところ、「時間を置かずに宿泊場所を確保する」と心強い言葉をいただきました。結果的にはこの居住支援法人とは別の機関でその子を保護することになりましたが、速やかな対応に敬服したことを覚えています。

◆住居の確保には関係機関や自治体との連携が不可欠です。

当社では住居のない従業員に対して会社がアパートを借り上げて住居を確保していますが、中には、突然会社からいなくなったり、再犯をして警察に捕まってしまう入居費用等を立て替えたままになってしまう人もいます。このような状況に陥る協力雇用主を支援するため、北九州市では非行歴のある少年を雇用する協力雇用主に対し、その者が入居する住宅の初期費用を補助する制度が導入されており、非常に助かっています。就労・住居の確保は、対象者が更生する基盤となるものであり、関係機関・団体が連携して取り組む必要があると思います。



※居住支援法人…住宅確保要配慮者（刑務所出所者等を含む住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人です。



特集

農福連携に取り組む協力雇用主

社会福祉法人白鳩会（鹿児島県肝属郡大隅町）

理事長 中村隆一郎さん



社会福祉法人白鳩会は、昭和47年に設立され、知的障害者を中心に、障害のある人を「利用者」として受入れ、障害福祉サービス（施設入所支援、生活介護、共同生活援助、就労移行支援、就労継続支援等）を提供しています。

農福連携（※）に積極的に取り組み、所有する広大な農地（「花の木農場」）では、触法障害者（犯罪や非行をした障害者）を含めた様々な人々が働いており、野菜の生産から牛や養豚などの畜産、農作物・畜産物の加工、レストランの接客まで、作業に障害者が携わっています。

特に近年は、法務省関係機関との連携も進んでおり、協力雇用主として刑務所出所者等を迎え入れて就農の機会を提供するなど、立ち直りを支援されています。



◆どんな作業が向いているのか、一人一人と向き合ってみ極めます。

当法人では、農業・畜産・製造加工・販売・レストラン接客などの様々な仕事（作業）を、その作業工程を細分化し、工程ごとの難易度に合った能力・適性を持つ利用者に担当してもらうこととしています。障害の程度や能力によって、作業全体を「身体で覚える」「経験から身につける」ことが難しい利用者であっても、細分化した工程の一部分であれば、できる作業が必ずあります。この考え方は、農業生産における環境保全や労働安全等の持続可能性を確保し、より良い農業経営を実現するためにも重要なことです。利用者とともに働くスタッフがみな福祉や司法分野に精通しているわけではなく、現場でともに働く中で、彼らとの向き合い方を学んでいます。

◆「最初から頑張り過ぎない」ことが大切です。

触法障害者を受け入れるに当たって大切にしていることは、「最初から頑張り過ぎない」ことです。刑務所生活に疲れてすさんでいる人もおり、はじめから生活リズムを整えて仕事にまい進することは難しい場合も多いです。彼らには、一定期間、緩やかに生活を整える時間が必要ですが、そのうちに、自ら仕事のことや地域での生活について意識し始めるときがやってきますので、それまでの間、こちらは忍耐強く見守ることにしています。もちろん、そんな彼らの姿を見て、快く思わない他の利用者もいますが、スタッフが間に入って関係性に配慮しながら進めています。私たちも、触法障害者に対して最初からこのような接し方ができたわけではなく、失敗を繰り返しながら心得てきたものです。

◆地域に利用者の役割と居場所を作るために。

私が父の後を継いで理事長になった令和元年からは、「地域に利用者の役割と居場所をつくる」ための取組を始めました。

例えば、地元の化粧品会社や林業を営む事業者と連携して、利用者が「施設外就労」というかたちで化粧品の製造や森林の伐採作業に携わっています。当法人で受け入れた触法障害者が、連携先の企業に一般就労した事例もあります。

利用者にとって、地域の人とつながり、様々な人間関係を築くことは、就労継続のためにも非常に重要です。利用者が地域の人のもとへ遊びに行き、ちょっとした生活や仕事の相談ができるような関係は、利用者の生活をより豊かにしてくれるはずです。





認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構の取組(1)

「犯罪や非行をした人たちの就労」と「協力雇用主の活動」を支援します。

設立の経緯

経済界全体の協力と支援によって、「犯罪や非行をした人の就労の確保」と「協力雇用主に対する支援」を行い、安全・安心な社会の実現を図るべきであるとして、経団連をはじめとする事業者団体を中心に、平成20年9月に全国就労支援事業者機構が設立され、翌21年1月にNPOの認証を受けました。

構成

当機構の目的に賛同して入会した正会員（一種から四種までの会員、役員）及び賛助会員により構成されます。

一種会員	二種会員	三種会員	四種会員	賛助会員
経済・事業者団体	事業者 一般企業	地方就労支援事業者機構	事業者以外の個人・法人・団体	個人・法人・団体
傘下事業者に周知	会費納入	事業実施	会費納入	会費納入

地方の就労支援事業者機構

保護観察所の管轄区域ごとに就労支援事業を行う就労支援事業者機構が、全国に計50か所（北海道に4か所）あります。

役割

保護観察所、矯正施設、労働局、ハローワークの連携により行う刑務所出所者等就労支援事業を、協力雇用主と就労支援対象者の双方がより円滑に利用できるように、側面から支援することが主な役割です。

実施事業

全国機構では、以下の6つの事業を実施しています。

1

協力雇用主を確保し、その雇用を助長する事業

2

就労支援対象者の就職や就労継続を支援する事業

3

就労支援対象者の就労を促進するための身元保証事業（p.16）

4

地方機構の事業の充実のための指導・援助・顕彰

5

就労支援に関する広報啓発・調査研究

6

国、地方公共団体等の就労支援に関する事業への協力・連携



認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構の取組(2)

支援事業の内容

全国各地では、都府県等就労支援事業者機構が、第一線で協力雇用主と就労支援対象者に対して以下の支援を行っています。各地の保護観察所、矯正施設、ハローワーク、地方公共団体等と連携して事業の実施に当たります。

協力雇用主に対する支援

- (1) 雇入れに関する相談、助言
 - ・対象者雇用についての不安の軽減
 - ・雇用実績のある事業者による事例提供
 - ・雇用管理のノウハウに関する情報提供
 - ・職業訓練を行う矯正施設の見学等
- (2) 募集採用活動に対する支援
 - ・求職情報の提供
 - ・ハローワークへの取次など
 - ・対象者と雇用主との出会いの場を提供
(事業所見学、職場体験講習、企業説明会など)
- (3) 雇用に対する経済的支援
 - ・雇用助成金
 - ・職場定着奨励金
 - ・矯正施設における面接旅費助成

就労支援対象者に対する支援

- (1) 職業指導
 - ・就労意欲の喚起
 - ・求職活動ノウハウの提供
- (2) 求職活動に対する支援
 - ・ハローワークへの同行
 - ・採用面接への同行
 - ・事業者への取次
- (3) 求職・就労に対する経済的支援
 - ・採用面接等旅費
 - ・作業着購入
 - ・当面の生活資金援助
 - ・教育プログラムの受講援助
- (4) 就労後の見守り
 - ・職場定着支援
- (5) 身元保証人が得られない者への身元保証

身元保証支援事業

保護観察または更生緊急保護の対象者（以下「保護観察対象者等」）で、就職時の身元保証人を必要としているものの、適当な保証人を確保できない者に対する身元保証制度（p.17）が設けられています。

当機構は、この制度において、身元保証事業者として、保護観察対象者等からの申出に基づき、就職時の身元保証を行っています。



協力雇用主の皆さまへの 支援制度のご案内(1)

実際に刑務所出所者等を雇用するとなると不安がある・・・

そんな協力雇用主の皆さまの不安や負担を軽減するための支援制度があります！

◆ 刑務所出所者等就労奨励金支給制度 【お問合せ先】保護観察所

保護観察対象者等を雇用し、保護観察所からの依頼に基づき、就労継続に必要な生活指導や助言などを行っていただいた場合、最長1年間、**最大72万円**が支給されます。

※奨励金の受給には、対象者に対して行っていた指導や助言の状況について、毎月、保護観察所に報告いただくことが必要となります。

・就労・職場定着奨励金（就労開始1か月目～6か月目）

最長6か月間、**月額最大8万円**をお支払いします。

※雇用条件等により、支給可能な上限金額が異なります。

※被雇用者が20歳未満または50歳以上で、保護観察所の依頼に基づき、職場定着に向けたフォローアップ（勤務時間外に月3回の指導・助言）を実施いただいた場合、最長6か月間、上記金額に月額1万円が加算されます。

・就労継続奨励金（就労開始7か月目～12か月目）

保護観察対象者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、**最大12万円**をお支払いします。

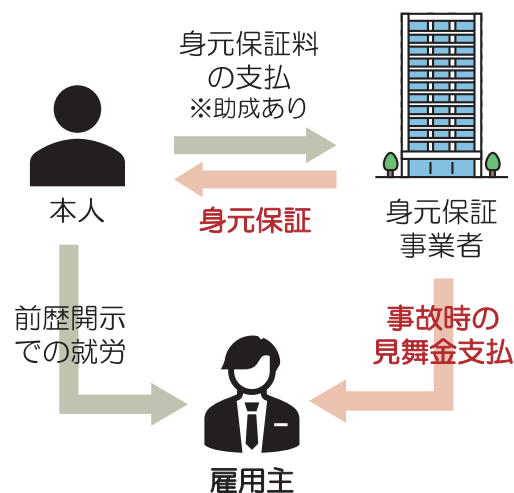
◆ 身元保証制度 【お問合せ先】保護観察所

身元保証人を確保できない保護観察対象者等を雇用した日から最長1年間、身元保証事業者（p.15-16の全国機構など）が身元を保証し、当該対象者により被った業務上の損害のうち一定の条件を満たすものについて、**最大200万円**の見舞金をお支払いします。

※労働保険に加入していることが条件となります。

※損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

※身元保証制度は、協力雇用主以外の雇用主の方もご利用いただけます。





協力雇用主の皆さまへの 支援制度のご案内(2)

◆ トライアル雇用制度 【お問合せ先】 ハローワーク

就労が困難な人を原則3か月間、試行雇用することで、対象者がその仕事に向いているかなどを見極め、正規雇用へ移行するきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

保護観察対象者等を試行的に雇用していただいた場合、最長3か月間、**月額最大4万円**をお支払いします。

※事前にトライアル雇用求人をハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

◆ 職場体験講習 【お問合せ先】 保護観察所

保護観察対象者等に実際の職場環境での業務を体験させていただくことで、就労意欲を喚起するとともに、事業主の方々に刑務所出所者等について知っていただく取組です。

ご協力いただいた場合、実施奨励金**2万4千円**をお支払いします。

※社会保険に加入していることが条件となります。

◆ 事業所見学会 【お問合せ先】 保護観察所

保護観察対象者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、仕事内容や事業主側の求人者の採用ニーズ等について、本人に理解を促すことを目的とした取組です。

◆ 公共調達における雇用実績の評価 【お問合せ先】 保護観察所 ・ 地方公共団体

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。

また、近年、同様の優遇措置を導入する地方公共団体も増えています。

以上の支援制度のほか、保護観察所では、協力雇用主の方からのご相談にも応じています。
お一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

- ◆協力雇用主登録のお申込み
・お問合せは、最寄りの保護観察所へ◆



協力雇用主雇用事例集

発行：令和5年3月

改訂：令和8年2月

【編集・発行】

認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構

【編集協力】

法務省保護局更生保護振興課 地域連携・社会復帰支援室

※本事例集掲載の雇用事例及び特集の各内容は、令和5年3月発行時点の情報に基づきます。

